

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	用振の法 等替條律 項及法 の適び の根適そ 發行の及 名稱及び 及拠記	平國債、 成債の平 令發行、 行告示第 六國債第 八條第百 八十八年 十月等を 月九月十 月十五日 とおり告 月十五日 に發行し 省令第十四 項の規定 する。個定 人十四
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算三丨に九金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万八面振の下債第 円十金替適「平成 二額機適用振株 万で関を替式第 円四は受法十三 百日受け法律等 二本るもとい 十銀ものう。振 九行のと。替に 億とし。行に 七する、の 千。そ規。	一百額の定以律社 万八面振の下債第 円十金替適「平成 二額機適用振株 万で関を替式第 円四は受法十三 百日受け法律等 二本るもとい 十銀ものう。振 九行のと。替に 億とし。行に 七する、の 千。そ規。	一百額の定以律社 万八面振の下債第 円十金替適「平成 二額機適用振株 万で関を替式第 円四は受法十三 百日受け法律等 二本るもとい 十銀ものう。振 九行のと。替に 億とし。行に 七する、の 千。そ規。

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

(一) 利子を支払う。毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する平成三十一年九月十五日額面金額百円につき百円日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成二十九年九月十五日以後において行なうことをとし、その買取は、平成二十九年九月十五日より算出した金額とする。次に区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とし、その買取金額は、平成二十九年九月十五日から

(二) 既に支拂った金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 × $\frac{7.9 - 6.85}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 二十九のはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ條法み、居きに受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居住にはを別二十五年法律第七十三号）
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはを含障害条による改受す
 分と金も二人災の年いは、九六地方すはを含障害条による改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の改受す
 出応、請當九けにわ律、合該一七治市町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 た、のす個九債かる百害と又の（）（）扶養信託契約の一部を改受す

支 所 金 利 款 元

(二) 平成二十九年九月十五日以前の場合は、(1)の額に相当する金額を算出する場合の手順は、(1)と同様である。

（1）平成二十九年三月十五日以前の場合は、(1)の額に相当する金額を算出する場合の手順は、(1)と同様である。

（2）平成二十九年三月十五日以後の場合は、(1)の額に相当する金額を算出する場合の手順は、(1)と同様である。

（2）平成二十九年三月十五日以前の場合は、(1)の額に相当する金額を算出する場合の手順は、(1)と同様である。

（3）平成二十九年三月十五日以後の場合は、(1)の額に相当する金額を算出する場合の手順は、(1)と同様である。